

Global Tax Update

インド

デロイトトーマツ税理士法人

2019年1月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 外国ポートフォリオ投資家に対する合算規定に係る改定

インドのキャピタルマーケットの規制機関であるインド証券取引委員会(Securities Exchange Board of India: 以下「SEBI」)は、10%の投資制限を監視するに当たり、外国ポートフォリオ投資家(Foreign Portfolio Investor: 以下「FPI」)による投資については共通受益所有権が存在する場合(50%を超過する場合)、共通支配が存在する場合及び共通上級管理役員(Senior Managing Official: 以下「SMO」)が存在する場合を基準に、持ち分割合を合算して取り扱う旨の規定を定めた¹。SEBIは、当該枠組みの改定を定める通達²を発行した。

以下は、当該改定の概要である。

- 投資制限の適用においては、共通所有権が50%を超過する場合を基準に、合算して取り扱われるものとする。つまり、複数のFPIから成る共通受益所有権が50%を超過する場合には、インド企業1社に対して10%を上限とするFPI投資制限の監視目的において、全てのFPIによる投資が合算して取り扱われる。共通支配とは、同一の者又は同一の者から成る集団が複数のFPIに対して支配を有している状態をいう
- 複数のFPIが共通のSMOを有する場合には、投資制限に係る合算は行われぬ
- 以下に該当するFPIに関しては、投資制限について、共通支配の有無を基準とした合算は行われぬ
 - 適正に規制されている(つまり、証券市場規制機関又は銀行規制機関によって規制されている)公開リテールファンド³

- その過半数が適正に規制されている公開リテールファンドによって所有されているファンド
- その投資管理者が適正に規制されている公開リテールファンド

- 外国政府及びその関連する事業体並びに外国政府機関に対する投資制限についてもまた、50%を超過する共通所有権(直接所有であるか間接所有であるかを問わず)が存在する場合又は共通支配が存在する場合を基準に合算して取り扱われる
- その投資事業体が別の所有権及び支配を有することを条件として、連邦制をとっている国家の他の州の外国政府又はその関連する事業体による投資に関しては、合算は行われぬ
- インド政府が他国の政府との間に特定の事業体が独立した別個の存在であることを明確に認識する特定の協定又は条約を締結している場合には、SEBIは、当該協定及び条約の有効期間中、これらのFPIに対する合算規定を緩和する場合がある

さらに、1つのFPI集団(上記の基準に基づいて合算が行われた)による投資の合計が、企業1社に対して10%を上限とする投資制限に違反する場合には、当該FPIは、該当するインド企業への払込資本金の持ち分が10%未満になるよう、5営業日以内に当該インド企業に係る持ち株を売却しなければならない。これに従わない場合には、当該投資は外国直接投資(Foreign Direct Investment: FDI)として取り扱われる。

1 2018年4月10日付 CIR/IMD/FPIC/CIR/P2018/64

2 2018年12月13日付 SEBI/HO/IMD/FPIC/CIR/P2018/150

3 公開リテールファンドとは、(1)リテール投資家に対して募集が行われる、特定の投資家種類要件(例:適格投資家に係る要件等)を持たないミューチュアルファンド又はユニットトラスト、(2)単一の投資家との間に一対一の相関関係を有する分離ポートフォリオを維持していない保険会社及び(3)年金基金をいう。

2. 中央政府が在インド外国銀行の子会社化に関する通知を発行⁴

従来、インドにおける外国銀行は、支店形態で業務運営を行ってきた。インド準備銀行(Reserve Bank of India: 以下「RBI」)は2008年の世界金融危機後、2013年11月に、在インド外国銀行による完全子会社の設立に係る枠組み(以下「RBIスキーム」)を発表した。RBIスキームは、財政安定化という最優先事項を念頭に、外国銀行をインドにおいて完全子会社として業務運営させることを目的に策定された。これは、外国銀行である親会社がインド国外で直面し得る困難から、同インド国内における業務運営を保護することを目的としている。したがって、RBIスキームにおいては、外国銀行が完全子会社化を行う過程で現地法人の設立、現地取締役会の設立及び資本のリングフェンス化を行うことが推奨されている。これにより、インド子会社は親会社がインド国外で被る事象の影響を回避することができる。

RBIスキームには、特に以下が規定されている。

- 2010年8月より前にインドで銀行業務を開始した外国銀行は、支店形態を継続するか、又は支店を完全子会社化するかのいずれかの方法により、インドで銀行業務を継続することができるものとする
- 2010年8月より後にインドで銀行業務を開始した外国銀行又は開始申請を行う外国銀行は、RBIスキームに記載された事項のいずれか1つにでも該当する場合には、唯一完全子会社形態によってインドに参入することを義務付けられる。当該記載事項として、特に、複雑な構造を有する銀行、本国の法管轄地域において適切な開示を行っていない銀行、株主が偏っている銀行、解散又は清算手続の際に本国の預金者に優先債権を付与する法律を定めている法管轄地域に所在する銀行等が含まれる

RBIスキームは、外国銀行によるインドの既存支店の完全子会社化を促すために、外国銀行の完全子会社に対して「内国民待遇に近い」形でインセンティブを提示しており、これにより、インドで業務運営を行う外国銀行は、インドの銀行と公平な条件で営業を行うことができる。外国銀行の更なる誘致及び外国銀行によるインド支店の完全子会社化を促進するため、2012年財政法により、1961年所得税法(以下「所得税法」)に第115JG条が導入された。所得税法は、当該子会社化への転換に係る特別措置を定めている。

所得税法第115JG条は、特に、外国銀行によるインド支店の子会社化への転換が、中央政府が通知した条件を満たしている場合には、当該転換から生じるキャピタルゲインに課税を行わない旨を定めている。当該通知には、未償却減価償却、損失の相殺又は繰越、特定企業に係るみなし所得税の納付に関する税額控除及びインドに子会社を有する外国企業の所得の算定において適用される規定並びにこれらの修正、例外及び適応に係る規定が明示されている。本条は、2013年4月1日より導入され、効力を生じる。

中央政府は、所得税法に第115JG条が導入されてから4年後の2017年11月17日付でようやく通達案(以下「通達案」)を発行した。当該通達案には、所得税法の第

115JG条の適用を受けるに当たり外国銀行グループが満たさなければならない条件が明確に示されている。

様々な利害関係者からのフィードバックに基づき、中央政府は、現在、本件に関して2通の最終通達を発行している。

- 通達1:2018年12月6日付 通達番号85(2018年)
- 通達2:2018年12月6日付 通達番号86(2018年)

通達の要約については以下のリンクを参照されたい。

[>> Global Business Tax Alert \(Deloitte India ウェブサイト\(英語\)\)](#)

3. 被用者積立基金機構が社会保障協定に定める期間を超える適用証明書の交付に関する標準手続を制定

インド政府は、社会保障料の二重負担を最小化/軽減化するために、多くの国と社会保障協定(Social Security Agreement: 以下「SSA」)を締結している。外国人従業員が受け入れ国で社会保障料の免除を受けるには、被用者積立基金機構(Employees' Provident Fund Organization: 以下「EPFO」)から適用証明書(Certificate of Coverage: 以下「CoC」)を取得する必要がある。

同様に、インドに赴任する個人がインドで社会保障料の免除を受けるに当たっては、母国でCoCを取得することができる。当該証明書は、SSAに定める期間を対象に、当該機構から交付を受けることができる。その他の場合には、CoCの交付前に、管轄当局の同意を得る必要がある。従来は当該手続が徹底されていないがために、管轄当局の承認を得ることなく、規定の期間を超えた証明書が交付されていた。今般、EPFOは、通達を発行し、SSAに定める期間を超えるCoCの交付に関する標準手続を示した。

(インドから他国に赴任する)外国人従業員を対象とした標準手続は、以下のとおりである。

- SSAに定める期間を超えるCoCの延長に関する(従業員及び雇用主からの)共同申請書は、EPFOの担当地域の事務局に提出する
- 当該申請書は、適切な承認を得るため、本部を経由して、就労先である外国の社会保障局に転送される
- 担当地域の事務局においては、相手国の管轄当局から同意を得次第、延長期間を対象としたCoCを交付する
- CoCの取消し、変更及び延長に関する全ての事項について、当該CoCを交付した担当地域の事務局の本来の権限は、管轄当局にあるものとする

インドに赴任する従業員について:インドに赴任する外国人の場合、この反対の手続が適用される。この場合には、積立基金地域コミッショナー(Regional Provident Fund Commissioner: RPFC)が、SSAに定める期間を超える延長期間を対象としたCoCの交付に関して、同意を示さなければならない

4 1961年所得税法の第115JG条に基づく

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之

hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp

シニアマネジャー Pawankumar Kulkarni

pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001